

2 福保生保第 2 9 8 号
令和 2 年 6 月 8 日

東京都ホテル旅館生活衛生同業組合 御中

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長
西脇 誠一郎
(公印省略)

一時的な居所の確保が必要な生活保護制度利用者の受け入れについて (依頼)

初夏の候、皆さまにはますます御清栄のことと存じます。

東京都では、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴うインターネットカフェ等の休業要請を機に、居場所を喪失するとともに生活保護制度を利用される方がおります。この方々がアパート等の新たな居所を定めるまでの間、貴組合加盟施設における一時的な受け入れにご協力いただきたく、今回の依頼をいたしました。

利用を想定している利用者、利用する際の宿泊料等は下記のとおりです。御協力頂ける場合には、下記担当に御連絡をお願いいたします。

なお、御不明な点は、下記の担当まで御連絡ください。

記

- 1 利用対象者について
生活保護制度利用者（生活保護申請時等に居所がなく、ビジネスホテル等での生活が可能単身者）
- 2 宿泊料について
素泊まり 1 泊あたり税込 2, 2 5 0 円以内
- 3 利用期間について
概ね 3 0 日程度
※アパート等の次の居所が確保できるまでの期間となるため、短縮又は延長する場合があります。その場合、事前に福祉事務所の担当者から連絡があります。
- 4 利用形態について
宿泊施設に空室がある場合に、随時利用させて頂く形となります。（施設の借り

上げではありません。)

5 利用規模について

全宿泊施設合計で100室程度（バス・トイレ付きのシングルルーム）

※一宿泊施設あたり10室以上の空室利用が可能な宿泊施設の利用を想定しています。

6 利用の流れについて

別紙「宿泊施設の利用手続きについて」のとおり

※宿泊施設と利用者との間で利用契約を締結することとなりますが、宿泊料の支払いについては、利用者に収入がある場合を除き、福祉事務所から宿泊施設への代理納付となります。（基本的には、各利用者について貴組合加盟施設から担当福祉事務所に月末締めで請求を行い、翌月支払われる形となります。）

なお、利用者自ら宿泊料を支払う必要がある場合には、事前に福祉事務所から宿泊施設に対して連絡があります。

7 その他

(1) 部屋の清掃、シーツ替え等のサービスは必要最小限度では行うようお願いします。

(2) 福祉事務所から利用者に対し、宿泊約款を遵守するよう指導します。また、利用者に係る苦情等については、利用者を担当する福祉事務所が誠実に対応します。

<担当>

福祉保健局生活福祉部保護課保護 西脇・簗

電話 03-5320-4064